

論 説

輸出振興政策と輸出会議に関する一考察
—企業の共同行為に関する議論を中心に—

寺 村 泰

1. はじめに

本稿は、戦後日本における輸出振興政策の展開過程を論ずる作業の一環として1954年に設置された輸出会議における議論を考察しその特徴を析出しようとするものである。

そもそも、輸出振興政策とは、広い意味においては輸出産業育成のための政策がすべて含まれるのであり、輸出入に直接関係する政策のみならず国内における産業政策の多くが関連するといえよう。とりわけ本稿が対象とする1950年代から60年代前半は、周知のようにいわゆる国際収支の天井が日本の経済的成長のネックをなしており、この天井を上げるために各種の産業政策が展開された時期である。したがって、その両者の関係はより密接であったといえよう。このことは、逆に言えば、本稿で検討の対象とする輸出会議においても直接輸出に関する政策の議論に止まらず、国内産業政策と一体となった議論が展開されざるを得なかったと考えられる。したがって、輸出会議における議論を整理することにより、単なる輸出部面のみならず産業政策全体に関連して、当該期における政府、産業界双方の政策主張や利害のあり方さらにはその調整過程の特質を析出する事が一定程度可能となると考えられる。

戦後において本格的な輸出振興政策が立案、実施されていくのは、講和後の1953～54年における国際収支悪化に伴うデフレ下においてであった。また1954年には特需が急減したこと、同年秋に予定されていたガット総会において貿易自由化の圧力が高まることが予想されていたこともその背景として存在していた。通産省と経済企画庁は、同年4月より長期輸出振興対策の具体的検討を開始した。立案は必ずしも順調に進んだわけではないが、9月7日には「新輸出計画」として正式に発表され、1957年度までに17億4000万ドルの輸出実現を目指すこととなった。この新輸出計画の特色は、第一に輸出伸長期待産業（輸出適格産業）の選定を行なったこと、第二に輸出目標制を採用したことにある。輸出目標制に関しては、通産省は当初輸出目標の法的決定や強制輸出までも考えていたが、独占禁止法と抵触する可能性があり、抽象的価格付けがなされたにとどまり、対象商品の選定、輸出目標の設定などの具体的検討は同時期に設立された輸出会議に委ねられることとなった⁽¹⁾。

新輸出計画の策定に伴い、同計画を実現するための輸出振興実施機関として内閣に輸出会議

(最高輸出会議と通称される) および通産省に産業別輸出会議が設置された。実質的な審議が行なわれたのは通産省のもとに置かれた産業別輸出会議であり、さらにその下に置かれ「実際上の輸出推進の中核体」と位置付けられた商品別部会であった。委員総数は1000余名に上り、産業合理化審議会と並ぶ巨大な審議会であった。このような官民合同の場を設定しそこで利害調整を行ないながら政策目標を実現しようとしたことは当該期の日本の産業政策の一つの特徴を示していると考えられる。

本稿は、輸出会議の各部会や産業別輸出会議での議論から不況下での共同行為とアウトサイダー規制とりわけ輸出入取引法に対する官庁側と各業界のスタンスを考察することに特に力点をおくこととする。その理由は、本稿の対象とする時期は、1954年9月に通産省が「輸出取引法改正方針」をまとめて翌年の同法改正に向けて動きを強めていった時期にあたり、また、財界ないし業界もさかんに同法改正に向けての運動を展開した時期であったからである^②。さらに、この点を明らかにすることが占領期以来の独占禁止法の改定やその適用除外立法である輸出入取引法や中小企業安定法の成立・改訂過程の実相を解明していくことに繋がると考えられる。

2. 繊維品輸出会議および商品別部会の検討状況

(1) 繊維製品の輸出目標と輸出実績

「新輸出計画」における繊維製品の輸出目標は、第1表の通りである。「新輸出計画」全体の輸出拡大目標は、約40%増であり、繊維に対しては平均的な期待がかけられていたことになる。総額17億4000万ドルの「新輸出計画」のうち、3割以上に当たる6億ドルの輸出が繊維産業に期待されており、これは2位の機械の3億3000万ドルを大きく引き離して1位であった。金額的に大きいのは綿糸布および化繊糸布であるが、期待伸張率の高いものとは一致していない。繊維品はほとんどすべてが輸出伸張期待産業に入っていた。綿糸布に対する目標増加率が低いのは、すでに対ヨーロッパおよび対米市場での輸入制限的な動きが顕在化していたことから、量的輸出の増加をあまり見込めなかったためと考えられる^③。第1表の右側は、産業別輸出会議の検討を経て1955年度の輸出目標が出揃った1955年4月時点の輸出目標及び輸出見通しの数値である。これをみると、繊維製品全体では「新輸出計画」の目標値を1954年の実績値が上回っていたことがわかる。個別品目のなかでは、生糸および絹製品が高い期待をかけられたにもかかわらず伸び悩んでいるほかはおおむね順調であったといえよう。その結果、1955年度は目標値をさらに引上げている。ただし、綿糸布に限っては、1955年度の目標は前年の実績を下回っており、輸出見通しは更にそれをも下回るものであった。前述のような海外での日本製品に対する輸入制限的な動きを反映しているといえよう。ただし、安値輸出による摩擦の問題は他の繊維製品にも共通の問題であり輸出見通しは決して明るいものではなかった。

第1表 繊維製品の輸出目標と輸出実績

単位：千ドル

品 目	新 輸 出 計 画			1955年4月 通産省・輸出目標		
	1953年度 輸出実績(A)	1957年度 目標輸出額(B)	目標増加率 B/A (%)	1954年 輸出実績	1955年度 輸出目標	1955年度 輸出見通し
綿糸布	189,817	237,500	125.1	275,847	253,800	225,553
生糸	44,127	90,000	167.0	46,889	52,430	48,809
絹織物	9,756					
化繊糸布	113,930	134,500	118.1	154,332	195,552	161,933
毛糸布	14,519	30,500	210.1	50,825	59,300	31,480
麻糸布	3,307	10,000	302.4			
二次製品	59,114	100,000	169.2	94,317	96,000	137,045
絹紡糸その他	8,831	25,000	283.1	不 明	—	不 明
計	443,401	605,000	136.4	622,210	657,082	604,820

注 1953年度輸出実績および1957年度目標輸出額は『新輸出計画と輸出会議』による。1954年度輸出実績、1955年度輸出目標および1955年度輸出見通しは、通商産業省「昭和30年度輸出目標昭和29年輸出実績及昭和30年度輸出見透対照表」(1955.4、「議事録1」所収)による。

(2) 繊維品輸出会議および商品別部会の開催状況および議論

第2表 繊維品輸出会議部会開催状況 (1954.10~1955.2)

部 会 名	第1回 開催日	検 討 内 容	第2回 開催日	検 討 内 容	第3回以降 開催日	検 討 内 容
綿糸布部会	54.11.8	自由討論	55.1.21	7月以降の輸出振興 措置及び輸出目標		
過剰競争対策特別 委員会	54.11.24	輸出リンク制第一 次改訂への批判	54.12.2	1955年3月以降の輸 出制限措置について		
意匠特別委員会	54.12.19	繊維意匠センター の設立について				
市場問題特別委員会	54.11.25	自由討論	54.12.7	輸出目標	55.1.26	対インドネシア輸 出権問題
毛麻製品部会	54.10.21	趣旨説明等				
毛製品分科会	54.10.21	議題選定				
輸出入取引法改正 問題特別委員会	54.11.8	輸出入取引法改正				
輸出価格安定特別 委員会	54.12.2	標準価格制				
羊毛リンク制問題 特別委員会	54.11.18	羊毛リンク制改正	54.12.2	同	54.12.15	同
麻製品分科会	54.10.22	議題選定				
黄麻特別委員会	54.10.22	輸出振興策及び 輸出目標				
亜麻、芋麻特別委員会	54.10.27	日伯貿易振興策				
毛製品分科会輸出 目標特別委員会	55.1.25	輸出目標の決定				
麻製品分科会輸出 目標特別委員会	55.1.26	輸出目標の決定				

絹化繊部会	54.11.9	議題選定及び自由討論	55.2.4	輸出目標、繊維産業安定法要綱案、インドネシア輸出権、可燃性織物対策について		
輸出目標特別委員会	54.12.8	輸出目標の決定				
輸出価格安定特別委員会	54.12.8	輸出価格安定策				
合成繊維及び酢酸繊維の特別委員会	54.12.9	輸出目標と基礎対策				
輸出目標、輸出価格安定、合成繊維及び酢酸繊維の合同特別委員会	55.1.28	輸出目標 繊維産業安定法要綱 対インドネシア輸出権 問題				
インドネシア輸出権問題特別委員会	55.2.11	対インドネシア輸出権の再調整について				
生糸部会	54.11.8	輸出目標の作成及び輸出目標達成の具体策	54.11.19	同	54.12.3 55.1.28 54.12.17 55.3.10 (議題同一)	
二次製品部会	54.11.4	自由討論	54.12.7	要望ならびに自由討論	55.2.8	輸出目標設定他
連合分科会	54.11.11	自由討論				
絹製品分科会	54.12.18	自由討論	55.1.25	輸出目標作成その他		
毛メリヤス部会	54.11.26	毛メリヤス輸出振興につき自由討論	55.1.24	輸出目標作成その他		
帽子、真田分科会	55.1.21	輸出目標作成その他				
メリヤス分科会	55.1.25	輸出目標作成その他				
タオル毛布敷布分科会	55.1.26	輸出目標作成その他				
魚網分科会	55.1.27	輸出目標作成その他				
縫製品分科会	55.1.28	輸出目標作成その他				
敷物分科会	55.1.31	輸出目標作成その他				

〔資料〕「産業別輸出会議開催状況」(『議事録1』)

繊維品輸出会議は、部会数は5と決して多くないものの、部会、分科会、特別委員会の総開催数は、47回におよび各産業別輸出会議のなかで一番多い。これは、産業の特性から部会の下に分科会が多く開かれたことおよび重要なテーマに関しては合同の特別委員会が開催されたことが一因である。議題で最も多いのが、輸出会議設置の経緯から当然ではあるが「輸出目標作成・決定」である。それ以外で目立つのが、輸出価格安定に関わるものである。これは、次に見るように輸出入取引法の改正と関わっている事項であった。ここでは、その点を最もよく確認できるものとして絹化繊部会の議論を検討する。

絹化繊部会は、1954年11月9日に第1回の部会を開催し議題整理を行った後、輸出目標および輸出価格安定の特別委員会をそれぞれ立ち上げて審議を行っている。このうち、輸出入取引法に関連する議論が行われたのは輸出価格特別委員会であった。12月8日の第一回の同特別委員会⁽⁴⁾では、業界側から次のような意見が述べられた。まず、化繊企業側から、輸出価格の安定のため

には、需給調節、金融の裏付け、買取機関の設置とともに、法律的には独占禁止法及び輸出入取引法の改正が必要との意見が出され、また、絹紡側から原料である生糸、副蚕糸の価格安定が要望された。それらのユーザーである絹化繊維物産界からは、絹紡糸、人絹糸の価格安定の必要性、そのための生産調整、金融の融通のみならず安定帯価格制度の創設が要望されている。また、染色側からも、独占禁止法の改正が要望されている。

同特別委員会は、その上で、結論として、国内価格の安定、生産調整、金融面の措置、原材料価格の安定、輸出体制の確立及び独禁法の排除の必要性を確認し、その具体的実施方法として、1. 輸出入取引法の改正、2. 繊維産業安定法（仮称）案の作成が決定された。注目すべきは、輸出入取引法の改正は、価格安定、生産調整を目的とした共同行為を容易にするために独禁法の規制を排除する手段として官側にも業界にも明確に意識されていたことである。

ところで、すでに1954年11月には輸出向け絹織物業に対してその不況対策として中小企業安定法第29条第2項が発動されていた⁶⁾。中小企業安定法（昭和27年8月1日交付）は、もともと1952年に構想された繊維産業安定化法案が挫折したのに代わって、指定された中小企業業種を独禁法の適用除外とし、生産調整に道を開くものであった。特にその第29条は一定の要件のもとに通産大臣が生産制限等の行為を勧告・命令できる規定であった。さらに、1954年6月の改正により、この29条に第2項が加わり、アウトサイダー規制が可能となった⁶⁾。しかしながら、これは、原料から製品にいたる総合的調整が困難であるとの判断から当面は設備制限命令に限定されて運用された。輸出向け絹織物業に対しても織機の設置制限命令にとどまっていた。この様な状況がさきほどの絹化繊維部会での審議に影響していたと考えられる。すなわち、中小企業安定法による共同行為の限定を超えて各種の共同行為を含む総合的な対策の要請を当該業者は強く有しており、そのため再び繊維産業安定化法案を構想するとともに、輸出入取引法の独禁法適用除外規定を拡大強化することを望んだといえよう。共同行為に対する権限強化は、通産省の業界に対する規制力の強化を意味し、ともすれば業界の自主調整の要求と対立するところであるが、中小零細企業が多く不況下の安値競争に呻吟する織物業などの業種にとってはその点はさほど問題にはならなかった。

その後、繊維産業安定化法は実現しなかったものの、1955年8月2日、政府は閣議で繊維産業総合対策審議会を設置することを決定し、長期需給見通し、化学繊維伸張対策、過剰設備処理、輸出価格安定策が総合的に審議されることとなった⁷⁾。また、絹人絹織物業においては、輸出向け絹人絹織物業に対して1955年4月28日に中小企業安定法第29条第2項による設備制限命令の有効期間が1年間延長され、さらに不況が内地向けにも波及したため3月に内地向絹人絹織物調整組合が設立され、5月より織機の新規増設の禁止と3割休機による生産制限が実施された。10月20日からは同法第29条第2項も適用されアウトサイダー規制が実施された。このほか同法により生産調整を行ったのは、紡毛紡績業、染色整理業などであった。染色整理業は、同法第2条の規定に

より調整組合による自主的調整を行ったが、加工賃の下落を止めることが出来ずに同法第29条の発動を自ら申し出た。また独占禁止法の規定による不況カルテルが麻紡績に対して認められた⁽⁶⁾。繊維業に関する限りでは、中小企業が多い業種においては中小企業安定法の規定を準用するケースが多かったといえよう。

3. 軽機械輸出会議および重機械輸出会議の検討状況

(1) 機械製品の輸出目標と輸出実績

機械産業は、この時期は通常、船舶、鉄道車両、発電プラントといった重機械と、ミシン、カメラ、自転車、農機具といった軽機械に分類されており、産業別輸出会議も軽機械と重機械に分かれていた。第3表は、両方を含む機械産業全体の数値である。全体としては、57%の増加を目標としており、「新輸出計画」全体の目標の40%増に比べて、機械産業にはかなりの期待がかけられていたことがわかる。ただし、1953年時点で最も輸出額が大きい船舶は、「新輸出計画」の目標値が53年の実績値を下回って設定されている。事実、54年の実績は前年を大きく下回っている。55年の目標は高めになっているが、輸出の増大にはかなりの困難が当初予想されていたと考えられる。54年はこの船舶輸出の不振から、機械製品全体の輸出総額は前年並みにとどまっている。期待の大きさに比べてその実現は必ずしも容易ではなかった。重機械と軽機械に分けてみると、54年実績では軽機械のほうが総じて順調な輸出拡大を果たしており、重機械では軽機械に性格の近い繊維機械のように著しく輸出を伸ばしたものもあるが、全体としては苦戦していた。

第3表 機械製品の輸出目標と輸出実績

単位：千ドル

品 目	新 輸 出 計 画 (54.9)			55.4 通産省輸出目標		
	1953年度 輸出実績(A)	1957年度 目標輸出額(B)	目標増加率 B/A(%)	1954年 輸出実績	1955年度 輸出目標	1955年度 輸出見通
船舶	80,400	73,000	90.8	51,885	93,550	...
鉄道車両	8,880	21,000	236.5	7,989	25,000	...
発電プラント	687	31,000	4512.4	3,922	18,023	...
産業機械	6,727	21,800	324.1	16,376	33,231	...
繊維機械	16,530	21,600	130.7	45,447	37,106	...
ミシン	22,099	31,500	142.5	31,577	38,383	...
カメラ	4,888	10,300	210.7	12,803	10,332	...
内燃機関	3,669	8,000	218.0	3,309	3,500	...
自転車	6,451	13,000	201.5	6,898	9,500	...
自動車	6,610	20,400	308.6	6,409	9,388	...
その他	54,052	75,400	139.5	22,823	36,969	...
計	209,000	330,000	157.9	209,438	314,982	...

注 第1表と同じ

(2) 軽機械輸出会議および商品別部会の開催状況および議論

第4表 軽機械輸出会議部会開催状況

部会名	第1回開催日	検討内容	第2回開催日	検討内容	第3回以降開催日	検討内容
軽機械輸出会議	54.11.29	目標制について 振興対策について	55.2.15	輸出目標の作成	55.3.8	部会提出の振興策 について
ミシン部会	55.1.25	部会長選出、 組織規定審議 輸出目標				
光学器械部会	54.12.13	輸出会議の目的 および趣旨	55.4.2	軽機械輸出会議の 報告、部会長選出、 分科会の設置		
農機具部会	54.12.21	資料説明、海外調 査団の派遣等	55.1.13	目標の策定、目標 達成のための措置		
軽電機機械部会	54.12.10	専門委員会設置による 品目別輸出振興策 および目標の審議	55.1.17	輸出目標の策定		
自転車部会	54.12.10	目標樹立の前提、輸出振 興策としての部品重点主 義、JISの判定について	55.1.12	輸出目標 輸出振興策		
内燃機関部会	54.12.16	部会長選出、 運営方策	55.1.20	輸出目標、振興対策		
鉄管継手部会	54.12.20	重機室の拡充、パー ター一制について、海外情 報について	55.1.20	市場調査、組合の結 成についての認可	55.2.24 55.3.28	輸出会議状況説明、 各国の輸出保護策、 カタログ作成
一般軽機械部会	54.12.21	部会長選出、分科会設 置、輸出目標について	55.1.26	輸出目標について		

[資料]「産業別輸出会議開催状況」(『議事録1』)

軽機械輸出会議は、1954年11月19日に第一回が開催され、引き続いて12月から順次各部会が開催され、そこでまとめられた各部会の輸出目標と要望事項が2月10日(表では2月15日)の第二回軽機械輸出会議に提出されている。各部会において決定された輸出振興対策の概要は、次のようなものであった⁹⁾。まず、協定および法令的措置として、①中共向貿易制限の緩和(全部会の要望)、②輸出入取引法を改正し、独占禁止法の輸出への適用排除範囲を拡大すること(ミシン、軽電気、鉄管継手部会の要望)、③輸出所得控除制度の拡充(ミシン、光学器械、一般軽機械部会の要望)、④輸出保険制度における手続きを簡素化し保険料率を引き下げ、期間を延長すること(ミシン、光学器械、農機具部会の要望)、⑤渡航手続き及び輸出手続の簡素化(軽電機機械部会の要望)、⑥市中銀行における貿易金融の金利の引き下げ(内燃機関部会の要望)が出されていた。次に予算的措置としては①海外宣伝に対する国家補助(全部会の要望)、②重機械類技術相談室及び海外貿易振興会等の整備、強化による市場調査の徹底、技術者の海外派遣、アフターサービスの提供、ショー・ルームの新設を図ること(全部会の要望)が求められていた。第4表では検討内容の記載が簡略なため明確ではないが、以上のように実際は輸出目標設定の前提とし

て法令的措置および予算的措置が全体的に検討されていた。

このうち輸出入取引法の改正要求については、同会議委員（民間側）から提出された文書⁽¹⁰⁾の記述にその意図がよく表現されている。そこでは、「過剰競争の防止」について、「従来のチェック・プライスによる安値売防止の方法によっては本命題は到底達成できない事がミシン等の実例によって実証されたが、これに代る方法として現法制下において可能な且最も効果的な方法として考えられるものは、輸出組合と中小企業安定法による調整組合との共同歩調によって団体協約を締結し生産品の供給価格並びに輸出価格を規制する方法である。但し現行の安定法による場合は、適用業種の指定並びに調整組合の構成要件等において種々の制約があり、その条件を充たすことが出来ない場合においては調整組合の成立が不可能となり、メーカー側における価格の調整の根本が崩れる結果となるので業種の指定並びに調整組合の成立については、輸出入取引法によって輸出取引（一行判読不能・・・筆者）さもなければ輸出入取引法の改正による輸出組合のアウトサイダー規制の権限の強化に伴い之に強力な指導権を附与するよう措置されねばならない」とされている。

ミシンの事例について若干説明を加えると、すでに、1950年には家庭用ミシンの輸出価格が大幅に低下し、アメリカから安値輸出に対する批判が生じていた。そのため、51年12月には家庭用ミシンを輸出貿易管理令の要承認品目に指定し、頭部17ドル、完成品36ドルのチェック・プライスを設定して安値輸出の防止が図られた。しかしながら、その後も、家庭用ミシンにおける激的な安値輸出競争はやまず、その対策として54年6月1日より1台14ドルのチェック・プライス制を実施した。しかしながら、それ以降もリベート（払い戻し）などの手段によるチェック・プライス以下での輸出が横行し、このまま推移すればダンピング課税や関税引き上げを引き起こしかねないことから、通産省は、9月17日より具体的対応策が決まるまでの措置として、輸出貿易管理令に基づき家庭用ミシン（頭部）に対して対北アメリカ輸出の禁止措置をとった。この対策として一元的買取機関が構想されたが、現行輸出入取引法に抵触するとして実施できず、中小企業安定法に基づく調整組合によって自主的調整を行い、安値輸出の防止を図ることが構想された⁽¹¹⁾。ミシン輸出組合も11月に規制を強化する事を決定し、その結果、12月に輸出承認が再開されたのである⁽¹²⁾。輸出会議の設置はこの時期にあたり、調整会議の設置は翌年の7月まで実施されなかったため、いまだアウトサイダーなどに十分な規制が及んでいなかった。このような事情により上記の記述がなされたのである。

興味深いのは、共同行為およびそれを実効あるものとするための手段として中小企業安定法も輸出入取引法も同様に位置づけられていたのであり、輸出振興（そのための安値輸出防止）や海外からのダンピング批判を回避するという場合には輸出入取引法の規定による事が適当であると考えられている点である。極端に言えば目的を実現するものであれば手段はどれでもよく、独占

禁止法の規定による規制が困難であれば中小企業安定法、これが無理なら輸出入安定法といったように運用されていたと考えられる。したがってこれらの法規の改正過程は相互に関連しつつ展開したことが想定される。したがって、個々の法律の改正過程を単独で追っても実際の政策意図や政策形成プロセスを充分解明する事はできないと考えられる。本稿はこの作業を全面的に行うものではないが、輸出会議の議論のあり方は相互連関の中で政策や法規改正が実施されていったという視点の重要性を示唆するものであるといえよう。

軽機械輸出会議は、各部会の要望を受ける形で3月8日の第3回の会合において、次のような決議を行った⁽¹³⁾。

決 議

軽機械輸出会議は、各部会の真摯な討議の結果にもとづき、軽機械輸出の飛躍的拡大をはかるため、特に下記事項の実現を要望する。

(1) 経済外交の推進

イ. 中共向け禁輸を解除し、決済方式及び渡航の自由化を図る。

ロ. 特定国の輸入制限並びに高関税及び為替管理を緩和する。

(2) 海外宣伝、市場調査及びサービス業務の積極的助成、軽機械輸出における海外宣伝、市場調査及びサービス業務の重要性に鑑み、国庫補助等による積極的助成策を講ずる。

(3) 輸出入取引法の改正

輸出取引の秩序を確立し、無用な輸出競争を排除するため現行輸出入取引法を改正し、協定締結事由の拡大、メーカー協定の容認、協定の届出制の採用、アウトサイダー規制等を認める。

(4) 輸出保険制度及び租税特別措置法による輸出所得控除制度の改正

輸出保険料率を引下げ、手続きを簡素化し、又租税特別措置法による損金参入における制限率を引き上げる。

また、同日、同輸出会議は、「通産省で検討し処理するもの」としてより具体的な方策を27項目にわたって決定している。このなかには特別にミシンに関する項目があり、「輸出入取引法、中小企業安定法の線を更にすすめたもの」として単独法を制定することを求めている。

(3) 重機械輸出会議および商品別部会の開催状況および議論

第5表 重機械輸出会議部会開催状況

部 会 名	第1回 開催日	検 討 内 容	第2回 開催日	検 討 内 容	第3回以降 開催日	検 討 内 容
重機械輸出会議	54.11.30	会長の選出、部会との関係、輸銀資金の確保	54.12.15	輸出目標、輸銀資金確保、部会との関係	55.4.1 55.4.12	輸出目標 輸出振興策、 建議書の作成
船舶部会	55.2.8	部会長選出、目標作成				
木造船船用内燃機関部会	55.2.11	同上				

鉄道車両部会	54.12.17	部会長選出、 運営方法	54.12.15	輸出振興対策、決 議案（粗糖リンク に代わる案）	55.2.1	輸出目標の作成 その他
産業機械部会	54.12.10	会長選出、運用方針 輸出機械用材料の 輸入について	54.12.22	部会長改選 輸出目標の決定方式	55.1.20	輸出目標の策定
繊維機械部会	54.12.16	輸出目標意見交換	55.1.19	輸出目標策定		
重電気機械部会	54.12.14	輸出目標策定のため の小委員会の構成 及び品目の決定	54.12.20	輸出目標の策定 輸出振興対策	55.1.22 55.2.2 55.3.29	輸出目標の策定 振興策、汎用電力計等 目標・振興策再審議
自動車部会	54.12.14	部会長選出 輸出目標について	55.1.24	輸出目標 振興対策	55.2.15 55.3.30	台湾におけるFOA 資金による買付け等 輸出振興策の具体的 審議
電気通信機械部会	54.12.10	部会長選出等 運営方法	54.12.23	輸出目標、輸銀資 金についての報告	55.1.21	目標の設定

〔資料〕「産業別輸出会議開催状況」（『議事録』1）

重機械輸出会議は、第5表のようにかなり精力的に開催された。テーマが目立つのは、輸出目標以外では輸銀資金の確保に関わるものである。残念ながら、部会等の議事録は残されていないが、軽機械輸出会議と同様に、1955年4月の第5回の重機械輸出会議において以下の決議⁽⁴⁾を行っており、これを元に特徴を検討することとする。

決 議

重機械輸出会議

1955. 4. 12

重機械輸出会議は、各部会の真摯な討議の結果にもとづき、重機械輸出の飛躍的増大をはかるため、特に下記事項の実現を要望する。

1. 日本輸出入銀行の資金等の確保と担保制度の再検討

昨年末、当会議は輸銀資金の330億円確保等に関する決議を上申したが、今般、重ねて次の諸事項を要望する。協調融資比率を9対1とし、長期支払方式を緩和し、担保制度は再検討する。

2. 原材料価格の適正安定化

輸出向重機械類用原材料、特に鋼材等の価格の急激なる変動は、輸出を極めて不安定ならしめるものであるから、価格を適正化し、その長期安定をはかる。

3. 輸出保険料率の引下げ

現行における輸出保険料率2%を1.1%程度に引下げる。

4. 租税の減免

租税特別措置法による、輸出所得控除制度における現行損金参入率5%を10%に引上げ、制限率50%を撤廃する。

更に、固定資産税が加重のため重機械類輸出を困難ならしめている現状に照し、これが負担の軽減をはかる。

5. 輸出市場に対する購買力の賦与

重機械輸出市場の拡大のためには、相手市場に購買力を賦与する必要があるので、該市場よりの輸入の促進、貿易クレジットの設定等の措置を講ずる必要がある。

なお、以上の要望事項に加え、経済外交の積極的推進、経済視察団の派遣および招聘、重機械サービス制度の拡充等につき併せ措置せられたい。

この決議の内容は軽機械の場合と大きく異なっている。軽機械の決議に入っていた輸出入取引法の改正に関する項目はみられなく、他方で輸出入銀行の資金確保が前面に出ている。また、輸出保険制度および租税特別措置に関する要求は共通しているが、重機械のほうがより具体的要求となっている。輸銀の融資の問題は、要するに輸銀と市中銀行の融資比率を9対1に固定して輸銀の比率を下げないようにという要求であり、これは、市中銀行の融資比率が増加すれば協調融資全体の利率が国際水準より割高になるため、低利融資による事実上の補助金としての意味がなくなるということを意味している。この点に関わって、若干時期は下がるが、1957年に開催された第1回の最高輸出会議の席上で、重機械輸出会議会長である丹羽周夫⁽⁴⁵⁾は産業別輸出会議の雰囲気を実の如く伝えている⁽⁴⁶⁾。

「・・実は私はここに参りますまでにたびたび重機械輸出会議を開きましたが、ある部門のメーカーのごときは特に材料費が高くてたまらないので、私が今申し上げましたかつて必要悪であった砂糖とかバナナとかいうものに対するリンク制を何とかして復活してもらえぬかと絶叫する者もありますし、ある者は、例えば主要原料、材料であるところの鉄鋼の使用に対するコストは損金とみなしてはもらえぬだろうかということ言う者さえあるのであります。私もこれはほんとうはのどから手が出るのでありますけれども、やはり最高輸出会議に対していわゆるダイレクト・サブシディは具合が悪いといって押さえたのであります。従いまして、表面上すっきりすることは、やはり税制あるいは金融対策以外にないという観点に立って申し上げるのであります。第一が長期の輸出振興対策の樹立、これは今鉄鋼の方からも申したとおりでありまして、今までに船なら船が伸びますと、輸出入銀行の融資比率が9：1でスタートしたものがついにこの間6：4に下がってしまった。ようやく最近また7：3になったというようなことでありまして、これなんかはこの輸出が大事なとき、しかも影響が非常に大きい船舶、重機械なんかに対しましては、やはりスタートのときの9：1にせめて戻していただきたい。場合によっては単独融資もお願いしたいということでもあります。しかもそれを恒久化していただきたい。恒久という字が悪ければ永続性を持たしていただきたい。」

このように、国際競争において比較優位にまだ立てない重機械産業において輸出増加の決定的ポイントは、生産費の低下による製品価格の低下にあった⁽⁴⁷⁾。そのため輸出補助金の代替策としての低利融資がもたらされたのであり、まさに隠れた国家補助としての期待があった。力点は融資量には必ずしもなかったのである。

4. 農水産物輸出会議の検討状況

(1) 農水産物の輸出目標と輸出実績

「新輸出計画」における農水産物の輸出増加目標は、全体で約27%であり他の産業に比べて若干小さい。ただし、まぐろ類缶詰、ミカン缶詰などの缶詰類および冷凍まぐろなどには大きな輸出増加の期待がかかっていた。農水産品全体で2億3300万ドルという輸出目標は、繊維品と機械に次ぐ規模であり、高度経済成長直前の日本経済の世界における位置を如実に示しているといえよう。

このように、期待は決して小さいものではなかったものの、1954年の通関実績では、175,685(千ドル)⁽⁴⁰⁾と前年の実績をも下回る状況であり、決して順調に輸出拡大が実現したわけではない。後述の輸出会議での議論に見られるような困難が生じていたためであると考えられる。1955年4月作成の輸出目標では、木材関連の目標値が大幅に引上げられ小麦が更に引き下げられたのが目立つぐらいである。缶詰類にはやはり大きな期待がかけられていたことがわかる。

第6表 農水産物輸出目標

単位：千ドル

品 目	新 輸 出 計 画			1955年度輸出目標 (1955.4 通産省・輸出目標)
	1953年度 輸出実績(A)	1957年度 目標輸出額(B)	目標増加率 B/A(%)	
まぐろ類缶詰	15,566	24,200	155.5	23,100
みかん缶詰	1,791	10,000	558.3	9,500
冷凍まぐろ	13,148	21,600	164.3	19,400
塩干水産物	10,997	11,000	100.0	11,800
グルタミン酸ソーダ	9,081	16,500	181.7	12,400
潤葉樹製材	9,127	10,000	109.6	15,900
合板	9,856	15,000	152.2	29,300
小麦粉	14,826	10,400	70.1	6,300
真珠	4,418	6,000	135.8	9,400
茶	7,878	10,000	126.9	11,800
その他の食用農産物	16,172	16,500	102.0	17,000
その他	70,756	81,800	115.6	53,900
計	183,619	233,000	126.9	219,800

注 第1表と同じ。

(2) 農水産物輸出会議および商品別部会の開催状況および議論

第7表 農水産物輸出会議部会開催状況

部 会 名	第1回 開催日	検 討 内 容	第2回 開催日	検 討 内 容
農水産物輸出会議	54.11.18	運営の説明、6部会の設置	55.2.28	品目別の目標及び必要施策部会案の検討と決定
食品部会	54.12.8	目標作成品目及び作成担当者の決定	55.2.7	品目別目標及び必要施策の決定
木材部会	54.12.10	同上	55.1.24	同上
缶詰部会	54.12.13	同上	55.2.3	同上
油脂部会	54.12.14	同上	55.2.4	同上
水産部会	54.12.16	同上	55.1.27	同上
農畜産部会	54.12.17	同上	55.2.2	同上

〔資料〕「産業別輸出会議開催状況」(『議事録』)

第7表を見ると、農水産物輸出会議の各部会の開催回数は、決して多いとはいえない。しかしながら、缶詰部会では本稿の課題との関わりで興味深い発言がみられる。まぐろ、さけ、かに、いわし、さんま、みかんといった缶詰は輸出伸張期待産業にあげられており、農水産品の多くは北米等の先進国向けの特産の商品であり、外貨手取り率が高いことから輸出増加に強い期待がかけられていた。この1954年頃においては、手っ取り早く外貨獲得を実現するためにはこのような産業に期待がかけられていたのである。

缶詰に関する輸出目標の設定と必要施策について実質的な議論がなされたのは、1955年2月3日の第2回の缶詰部会であった⁽⁴⁹⁾。まず、輸出目標の設定にあたって問題となったのは、数値目標の秘匿の件であった。商社側委員の発言によると、目標数値について第1回部会で対外的配慮から極秘扱いとするとしたが、この数値は漏れてアメリカの公聴会において通産省がまぐろの増産を発表したとして述べられる事態となっており、そこではダンピングをも想定された議論がなされていた。とりわけ、ツナ缶詰については問題があり、委員のなかには数字そのものを提示しない事を要求するものもいた。このように、缶詰においても、安値での輸出急増は対外的な摩擦を引き起こすという状況があり、特別な配慮が必要となっていたのである。結局、輸出目標に関しては政府の計画上どうしても具体的に計画を立てる必要があるとする通産省の意向を入れて、前年度の2割増しとすることが決定された。

次に、品目ごとの検討に移り、まぐろ缶詰については以下のように通産省側から輸出入取引法について輸出組合の意見を聞く形で誘導的応答が展開されている。

(通産省事務官) 組合としては輸出入取引法をどう考えるか。

(部会長=輸出組合理事長) 取引法は海外市価の安定秩序維持に重点を置いていると思う。

(通産省事務官) 取引法は手続きが面倒だし、アウトサイダーは取り締まれない。然し組合に切迫した機運が盛り上がってくれば別だが、そうでないと命令を出しても動かないのではないか。

(部会長) 取引法に自由な面を出して頂きたい。目標を立てても野放しなら価格は下がる。これは不当な競争になるのである。政府で6ヵ年計画を立てているなら、その間だけでも一連の措置が必要だ。輸出目標達成のために何をなすべしというような措置を採ることを要望する。

(通産省事務官) 取引法を拡げて協定可否の項目を定める。

さけ缶詰については、日露漁業から出ている委員から貿易管理令の継続適用の要望がなされ、部会長より、「どうしても輸出許可制がだめになったら取引法でやろう」との発言がなされている。さんま缶詰においては、「協同組合を作り、共販体制も採って来たが、パッカーが内地向けとして製造したものが輸出商に安く売り渡され、品質の悪いに拘らず輸出されている。価格の安い粗悪なものがアウトサイダーから輸出される事の無い様に、貿易管理令に載せて頂きたい」との要望が出され、部会長より「アウトサイダーの点は輸出水産業振興法により規制し、後から輸取法で裏付けする」との考えが示された。これに対して「振興法は最初より穏やかになったし、取引法は市場が混乱してから発令される。これでは遅い」という不満が出されたが、部会長は「結局貿易管理令を適用してもそれはチェック・プライスの問題であって」「希望する効果は得られない」と応じている。ミカン缶詰については、不作が予想されたためむしろ缶詰用の原料が不足することが懸念されており、安値輸出の問題は生じていない。

以上のように、缶詰には輸出拡大の期待がかかっていたが、海外市場での摩擦の問題とそれと関係してアウトサイダーあるいは中小商社を通じた安値粗悪品輸出の問題をかかえており、業界の性格からも有効な規制には困難な面があったのである。これに対して、方向性として通産省は輸出入取引法の強化、拡大を考えており、業界もそれを希望した。

5. 鉄鋼輸出会議および商品別部会の検討状況

(1) 鉄鋼製品の輸出目標と輸出実績

鉄鋼業は、亜鉛鉄板、二次製品を除いて輸出伸張期待産業とはならなかった。「新輸出計画」策定当時の鉄鋼業はたまたま朝鮮戦争やアメリカの鉄鋼ストに影響されて輸出は増加していたものの、輸出面では限界供給者としての性格が強く、輸出産業としての前途は危ぶまれていた⁽²⁰⁾。しかしながら1954年度後半以降、世界的な鉄鋼ブームが起り、鉄鋼需要が増大したことから第9表のように54年の輸出実績も前年を大きく上回った。この結果、55年度の輸出目標は大きく上方に修正されている。

第8表 鉄鋼製品の輸出目標と輸出実績

単位：千ドル

品 目	新 輸 出 計 画			1955年4月 通産省・輸出目標		
	1953年度 輸出実績(A)	1957年度 目標輸出額(B)	目標増加率 B/A(%)	1954年 輸出実績	1955年度 輸出目標	1955年度 輸出見通
普通鋼鋼材	67,400	63,000	93.5	94,059	118,148	83,976
普通鉄板	49,000	64,000	130.6	52,663	49,963	56,740
普通鋼二次製品	13,000	15,000	115.4	22,932	32,830	31,643
その他	6,900	8,000	115.9	7,490	16,120	9,355
計	136,300	150,000	110.1	177,144	217,061	181,714

注 第1表と同じ。

(2) 鉄鋼輸出会議および商品別部会の開催状況および議論

第9表 鉄鋼輸出会議部会開催状況

部 会 名	第1回 開催日	検 討 内 容	第2回以降 開催日	検 討 内 容
鉄鋼輸出会議	54.11.25	今後の運営方針	55.2.11	輸出目標の検討 独禁法の改廃に関する意見
普通鋼部会	54.12.10	最近の鉄鋼輸出概況 輸出振興策の問題点 部会長の選出	55.1.18	地域別品種別輸出予測 スクラップ輸入に対する方策 独禁法批判
亜鉛鉄板部会	54.12.10	同上	55.1.25	輸出目標
二次製品部会	54.12.10	同上	55.1.25	輸出目標
特殊鋼部会	54.12.10	同上	54.12.16 55.1.20	輸出目標 特殊鋼のフレート引下げ 検査方式の確立とクレーム処理 輸出目標
フェロアロイ部会	54.12.10	同上	54.12.20 55.1.20	輸出目標 滞貨融資について 会長選出 輸出目標

〔資料〕「産業別輸出会議開催状況」(『議事録』1)。なお、各部会の下に品種別の専門委員会があり、月1～2回の討議を行っていたが、開催日等の資料は議事録には残っていない。

鉄鋼業においては、内外需要の拡大により、1954年末から市況が回復し、55年1月には八幡製鉄が建値製に復帰したことをきっかけとして55年1月から2月にかけて市中価格の騰貴と入手難を引き起こした。いわゆる「高鉄価問題」である。これは、船舶などの鋼材のユーザー産業の非難を引き起こした⁽²⁾。前記の重機械輸出会議の決議の中の「原材料価格の適正安定化」の要請はこの事態を指している。

この状況は、安値輸出に苦しむ繊維などの産業とは大きく異なっていた。そのことの影響もあつたためか、第9表を見る限り、輸出入取引法は議論された形跡がない。ただし、鉄鋼輸出会議お

よび普通鋼部会では独占禁止法の改廃が議論されていた。

このことは、鉄鋼業が輸出入取引法に無関心であったことを意味しない。たとえば、日本鉄鋼輸出組合（稲山嘉寛会長）は、54年5月に「輸出入取引法改正特別委員会」を設置し、7月には同法改正要望書を通産省に提出している⁽²²⁾。その内容は、輸出業者の協定に関しては、価格協定・数量協定、輸出プール、一手買取り輸出、輸出調整金制度を認め、アウトサイダー規制を伴わない限り業界の自主規制とするよう改正するものであった。また、生産業者の協定に関しては、そもそも鉄鋼においてはメーカーが輸出組合の組合員であるため改正せずとも可能であるとしている。また、独占禁止法との関係では「原則として独占禁止法の適用除外とする」としており、経団連の「独占禁止法自体の中で貿易振興カルテルを認める」とはやや異なっているものの、共同行為に関する規制の緩和を求める方向には変わりにはなかった⁽²³⁾。

また、1954年11月25日の第1回の鉄鋼輸出会議では、通産省側から、同省が考えている輸出振興方策として①輸出入銀行金利の引下げ、②輸出所得控除制度の拡充、③輸出入取引法の改正について説明があった。さらに輸出入取引法改正に関しては、(イ) 目的の改正 (ロ) 協定締結事由の拡大 (ハ) 協定方法の拡大 (ニ) 生産業者間の協定の容認 (ホ) 届出制の採用 (ヘ) 簡易登録制度の創設の各項目にわたって説明がなされている⁽²⁴⁾。この会議では内容にはいって議論はなされなかったようであり、それ以降の議事録も存在しないため詳細は不明であるが、通産省の意図としては明らかに輸出入取引法を重点的に取り上げようとしていたことがわかる。

結局、前述の「高鉄価問題」が起きている状況の中では、鉄鋼価格の安定に関する議論は差し控えられた可能性はある。それでも、普通鋼部会からはカルテル行為の容認、独占禁止法の改廃要求が出ている⁽²⁵⁾。結局のところ、通産省は54年～55年の時点では、独禁法の適用除外法である輸出入取引法の改正に焦点を絞っていたのに対して、鉄鋼業は、独占禁止法そのものの改正＝規制緩和を要求していた。

6. おわりに

本稿では、産業別輸出会議の議論の中から、1954年から55年にかけての輸出振興政策をめぐる産業界と通産省のそれぞれの関心とその調整過程を、主に輸出入取引法等の共同行為（独占行為）に関わる部分を中心に整理しその特徴を検討した。なお、本稿の取り上げた産業以外に産業別輸出会議は、紙パルプ、窯業品、鉱産物、軽工業品、化学品があるが、煩雑になるので省略した。その特徴は、第一に企業の共同行為の道を広げていくことには産業界と通産省は基本線で差異は無かった。公正取引委員会に対しては共同戦線を張る状況がまだ続いていたのである。第二は、業種によって自主調整を強く求める場合もあるが、すべてがそうではないということである。なぜなら、輸出入取引法による規制を必要とする産業の多くは中小の多数の企業が乱立し、業界自

らアウトサイダーを規制することが困難なものも多かった。このような場合には国家的な規制を望むケースも少なくなかったのである。第三は、共同行為を実施するための根拠は、独占禁止法の規定によるか、輸出入取引法や中小企業安定法のような適用除外立法の規定によるか、あるいは個別産業の振興法により同様の効果を実現するかは、産業界にとっても政策当局にとってもそれほど大きな問題ではなく、手段の問題であった。どこを拡大していくかについても状況次第で輸出振興が政策上の最上位の目標である場合は輸出入取引法を拡大し、中小企業の問題が重要であれば中小企業安定法を拡充するといった手法が採られたといえよう。したがって、個別の法律の改定過程のみを追跡しても全体の政策意図とその展開過程を十分解明できないと考えられる。もとより本稿はこの課題を全面的に果たすものではない。今後の課題としたい。第四に、この当時の産業を、軽工業を中心とした比較優位産業と重工業のような限界産業（充分な国際的競争力が欠如）にわけ、輸出入取引法などの政策は前者に対して実施され、補助金（税制、低利融資）は後者に対して主に実施されたとする見解がある⁽⁶⁰⁾が、これをどのように評価するかという問題である。軽機械と重機械のようにこの指摘が当てはまるケースもあるが、鉄鋼のようなケースも存在する。鉄鋼の場合は、確かに世界経済における限界生産者であり、補助金要求は強いものがあったが、他方で共同行為の要請も強く存在した。鉄鋼業がこの時期に輸出入取引法ではなく独占禁止法の改正を主張したのは、少数大規模メーカーのみの産業であるという特性と、この時期は輸出好調という事情が反映していたと考えられる。

最後にその後の経過についてまとめておくこととする。産業別輸出会議での議論のうち輸出振興対策に関する部分は、通商産業省により1955年5月に「産業別輸出会議の決定した輸出振興対策とその処置方針」という文書⁽⁶¹⁾にまとめられている。この文書は、産業別輸出会議の要望の要約とともに、通商産業省の方針が明確に述べられており興味深い。本稿の中心的な関心である企業の共同行為に関する部分は以下の通りである。

産業別輸出会議の決定した輸出振興対策とその処置方針

30.5

通商産業省

第一. 業者の自主的統制に対する制限緩和ないしその補強

(一) 輸出入取引法の改正

(要望) 協定事由の範囲拡大, 協定方法の拡大, メーカー協定の容認, 協定の迅速な成立を図るため届出制の採用, アウトサイダー規制の簡易化, 簡易登録制度の創設, 輸出組合の強化を図るため輸出入取引法を改正する。(大部分の業種(軽機械輸出会議より上申書あり))

(処置方針) 輸出業者の輸出取引における協定は届出とし, 又, その国内取引およびメーカー間の輸出すべき貨物にかかる取引協定を認可制とすること. 協定事由及び協定方法を拡大することならびに輸出にかかわる取引に関するメーカー, 販売業者のアウトサイダー規制の根拠規定を設けること等を内容とする所要の改正法案を今国会に提出する予定である. なお輸出

品につき意匠の正当な使用を確保する制度については特定の品目につきこれを組合協定により行わしめる方針である。

(二) 独占禁止法の改正

(要望) 輸出振興の前提として輸出産業の生産体制、生産諸条件の安定を図る為現在の独占禁止法の規定を改正し、又は重要輸出品工業振興法(仮称)重要産業安定法(仮称)の如き立法をし、一定の範囲におけるカルテル行為を容認するか、又はメーカーの協定中不当のもののみ排除する立前(ママ・・・筆者)に改める。(鉄鋼、陶磁器、綿糸布、絹化繊等(鉄鋼輸出組合(ママ・・・筆者)普通鋼部会より上申書あり))

(処置方針) 昭和29年9月に行われた大幅な独禁法改正により一定の条件のもとに合理化カルテル、不況カルテルの結成が認められたが、更に本年3月公取委は特にその意見を明らかにして両カルテルに係る独禁法の運用に関しより機動的弾力的な方針で臨む旨を明らかにした。又当省としては今国会に輸出入取引法の大幅な改正案を提出して独禁法の適用除外分野を拡大する予定であり、又石炭、鉄鋼の合理化法案を提出して必要な範囲内において独禁法の適用排除の規定を設けることを考慮している。又中小企業面における独禁法の適用除外についても輸出振興と関連して、現行法規に更に改正を加える要なきや至急結論を得べく研究中である。以上のような次第であるから、独禁法の改正は上述の諸措置の効果を見きわめた上で今後慎重に検討したい。

(以下省略)

この文書にあるように、通産省は、共同行為の緩和に関しては、規定路線どおり独占禁止法の改正よりも輸出入取引法の改正を優先する方針であった。すでに通商産業省は、1955年4月より同法改正案の国会提出に向けた最終調整に入っており、公正取引委員会との調整の結果、6月9日に政府原案が次官会議で決定され、11日には国会に提出された。この政府原案は当初案より後退した内容であったため、鉄鋼、紡績などの各業界からの反発が強く、7月14日に民主、自由両党により修正案が国会に提出され、同日午後可決した。この修正により公正取引委員会の「同意」を必要としたものが「協議」に変わったほか、メーカー協定の「条件なし認可」に道を開くなど極めて大規模かつ重要な改正となった。これにより同法に基づく協定数は、1954年の4から、55年は15となり、56年は45に、57年は72に急増したのである⁽²⁸⁾。

(本稿は、平成18年度科学研究費補助金(基盤研究(A))「戦時・戦後復興期の企業と経済団体」(研究代表者、東京国際大学・経済学部・原朗)による成果の一部である。)

(注)

- (1) この間の経緯については、拙稿「輸出振興政策の展開」(通商産業省・通商産業政策史編纂委員会編『通商産業政策史』第6巻、第4章第6節第3項280ページ～285ページ、1990年)参照。輸出会議の機構と輸出伸張産業については通商産業省『新輸出計画と輸出会議』

(1954年10月) 参照。

- (2) 拙稿「輸出入取引法に基づく輸出規制」(同上『通産産業政策史』第6巻第4章第6節第2項、249頁～279頁参照。なお、輸出入取引法の改正過程に関しては、別稿で詳しく論ずる予定である。
- (3) 前出『通産産業政策史』第6巻、651ページ参照。
- (4) 「繊維品輸出会議絹化繊部会第1回輸出価格安定特別委員会議事録」(企業第1課『輸出会議議事録』所収、以下『議事録1』とする)
- (5) 『通産産業省年報』昭和30年度、149頁。
- (6) 中小企業安定法の成立経緯については、『通産産業政策史・第6巻』646頁～649頁参照。
- (7) 『通産産業政策史』第6巻、655頁(橋本寿朗稿)では、繊維産業総合対策審議会が設置される直接の契機は国会での石橋湛山通産大臣の発言であったとされているが、しかしながら、「総合的」対策への動きはそれ以前から底流として明確にあったといえよう。
- (8) 『通産産業省年報』昭和30年度、149頁～158頁。
- (9) 「軽機械関係各部会において決定せる輸出振興対策の要点」(『議事録1』所収)
- (10) 「輸出目標の達成について」(1955年1月10日、『議事録1』所収)
- (11) 前出『通産産業政策史』第6巻、263頁。
- (12) 同上、557頁。
- (13) 「決議」(『議事録1』)
- (14) 「決議 重機械輸出会議 昭和30.4.12」(『議事録1』所収)
- (15) 輸出会議設立時に、日本造船工業会会長、産業機械協会会長。
- (16) 通産産業省「昭和32年11月15日、第1回最高輸出会議議事速記録」(貿易振興課『自第一回至第八回輸出会議議事録』所収)
- (17) この点に関しては、石井晋「高度成長前夜の輸出振興政策」(『社会経済史学』第61巻第3号、1995年)76頁の指摘が参考になる。
- (18) 通産産業省「昭和30年度輸出目標昭和29年輸出実績及輸出見越し対照表」(1955年4月、『議事録1』所収)
- (19) 「農水産物輸出会議第二回缶詰部会議事録」(『議事録1』所収)
- (20) 『日本鉄鋼輸出組合20年史』(1974年)6頁参照。
- (21) 前出『通産産業政策史』第6巻第5章第3節(長谷川信稿)、444頁参照。
- (22) 『日本鉄鋼輸出組合20年史』6頁。
- (23) 前出『通産産業政策史』第6巻、264頁。
- (24) 「第一回鉄鋼輸出会議議事録」(昭和29年11月25日、『議事録1』所収)

- (25) 通商産業省「昭和三十年輸出目標及び輸出振興対策総括表（産業別輸出会議決定）」（ガリ版刷り、『議事録1』所収）。
- (26) 前出、石井論文参照。
- (27) 『議事録1』所収。
- (28) 前出『通商産業政策史』第6巻、261頁。